

令和6年9月4日

令和5年度 指定管理者業務総合評価書

施 設 大館市民文化会館

指 定 管 理 者 一般財団法人大館市文教振興事業団

期 間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

指定管理者基本協定書第5条（指定管理者が行う業務の範囲）について、業務の履行状態について評価を行った結果は次のとおりです。

総合評価結果 B

（評価内容）

- A : 協定書、要求水準の内容を上回る成果があり、優れた管理運営が行われている。
- B : おおむね協定書、要求水準の内容どおりの成果があり、適正な管理運営が行われている。
- C : 協定書、要求水準の内容を下回る項目があり、さらなる工夫・努力が必要である。
- D : 協定書、要求水準の内容に対し、重大な不適切な事項が認められ改善を要する。